

陳 情 文 書 表

受理番号	陳情6第7号	受理年月日	令和6年2月7日
件 名	離婚後の子どもの養育と親子関係の健全な発展に関する法制度の改善についての意見書を求める陳情		
<p>【陳情の趣旨】</p> <p>近年、我が国における家族構造の変化は顕著であり、特に未成年の子どもを持つ夫婦の離婚件数の増加は深刻な社会問題となっています。</p> <p>厚生労働省の「令和3年我が国の人口動態」によると、令和3年時点で親の離婚により影響を受ける未成年の子どもは約18万人にのぼります。この数は昭和40年代と比較して倍増しており、子どもの福祉に対する社会的影響は計り知れません。</p> <p>平成24年には民法第766条が改正され、「子の監護について必要な事項は、その協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。」と明記されました。これは子どもの利益を守るための重要な一歩ですが、実際には法改正後10年が経過しても父母の離婚後の子どもの養育において養育費の支払いや親子交流の改善が十分ではありません。</p> <p>厚生労働省の「令和3年度全国ひとり親世帯等調査結果報告」によると、養育費を受けている割合は母子世帯で約28%に過ぎず、養育費の不払いは母子世帯の経済的貧困を深刻化させています。また、親子交流の実施割合も約30%と低く、離れて暮らす親と子どもの交流の不足は子どもの心理的、社会的発達に悪影響を及ぼしており、親子の絆を維持するための社会的支援の不足がうかがえます。</p> <p>令和2年2月、上川法務大臣（当時）が家族法の改正を法制審議会に諮問しました。これを受け、国会においても「別居・離婚後の共同親権及び共同養育の法整備に関する議論」がなされており、子どもの養育における父母の役割や責任を再検討する重要な機会となっています。</p> <p>令和5年8月、法務省は法制審部会に対し、要綱案たたき台を提示、以降9回の会議を重ね、本年1月の部会にて要綱案が了承されました。これも踏まえ、社会全体の福祉の向上及び子どもの最善の利益を追求しなくてはなりません。</p> <p>目黒区議会としても、子どもが精神的にも経済的にも健全に成長できる環境の実現を目指し、議論を加速していただくよう強く要望します。</p> <p>【陳情事項】</p> <p>離婚後の子どもの養育と親子関係の健全な発展に関する法制度の改善についての意見書を国会へ提出すること。</p>			